

令和8年度みやぎの「森・海の魅力」を活かした若者定着促進事業
ーみやぎ遊び場づくりプロジェクトー
運営業務委託仕様書

1 名称

令和8年度みやぎの「森・海の魅力」を活かした若者定着促進事業ーみやぎ遊び場づくりプロジェクトー運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 目的

本県の人口減少の大きな要因として「県内大学生の就職等による県外流出」が挙げられており、県内大学生の就職地選択については、仕事の充実につながる「稼ぐ場所」のほか、プライベートの充実につながる「暮らす魅力」も重要視される傾向にある。

本業務では、県内の大学生等を対象に、海・山等の自然のフィールド（内水面や海岸防災林等も含む）を活かした「遊び場*」を企画・提供し、そこでの体験・交流等を通じて宮城に暮らす魅力を訴求することで、「やっぱり宮城がいいな」という意識変容を促し、大学生等の将来的な県内定着を後押しすることを目的とする。

※本業務における「遊び場」の定義：

県内大学生等の若者に、海・山等の楽しみ方を熟知する専門家（キーパーソン）から、アクティビティを通して宮城の楽しみ方を教わり、地域・人とのつながりを強くすることで、宮城に暮らす魅力を感じてもらう体験・交流型ワークショップ。

4 専門家の要件

本業務の実施に当たっては、次に掲げる専門家を配置するものとする。

(1) プロジェクトマネージャー（以下、マネージャーとする。）

ア 宮城県内の海・山等に関する幅広い知識を有するとともに、これら地域資源に関する関係者との連絡調整実績を有し、かつ大学生等の若い世代を対象としたコミュニティ形成やイベントプロデュースに精通していること。

イ 大学生等の主体的な参画を促すコーチング能力を有するとともに、県内大学生等の就職動向に精通し、県内定着支援や関係人口創出に知見を有すること。

ウ マネージャーは本事業の遂行を総括する立場であることから、受注者の事業所内に所属する者とする。

(2) キーパーソン

ア 宮城県内の海・山等の魅力に精通し、地域の課題解決や価値の創造に取り組んでいる者。

イ 宮城に暮らす魅力を、自身のライフスタイルを通じて大学生等に訴求できるとともに、大学生等の視点に立ち、コミュニケーションを通じた伴走により、学生の地域に対する愛着を醸成できること。

ウ キーパーソンは、多様な遊び場のコンテンツに対応するため、コンテンツごとに配置することとし、受注者の事業所内に所属する者のほか、外部から選定することも可能とする。

5 業務内容

以下（１）から（８）に掲げる一切の業務を行うこと。

対象は県内の大学に在籍する大学生等とするが、特に、「就職先を県内・県外で迷っているとともに、自然に少しだけ興味がある県内大学生」をターゲットとすること。

また、本業務への参加者が、宮城への愛着を高め、その後の県内定着に向けた意識が醸成されるよう、単発の取組で終わることなく継続的な仕掛けを構ること。

なお、やむを得ない事情で業務内容等に変更の必要が生じた場合には、発注者と協議の上、その実施内容を変更すること。

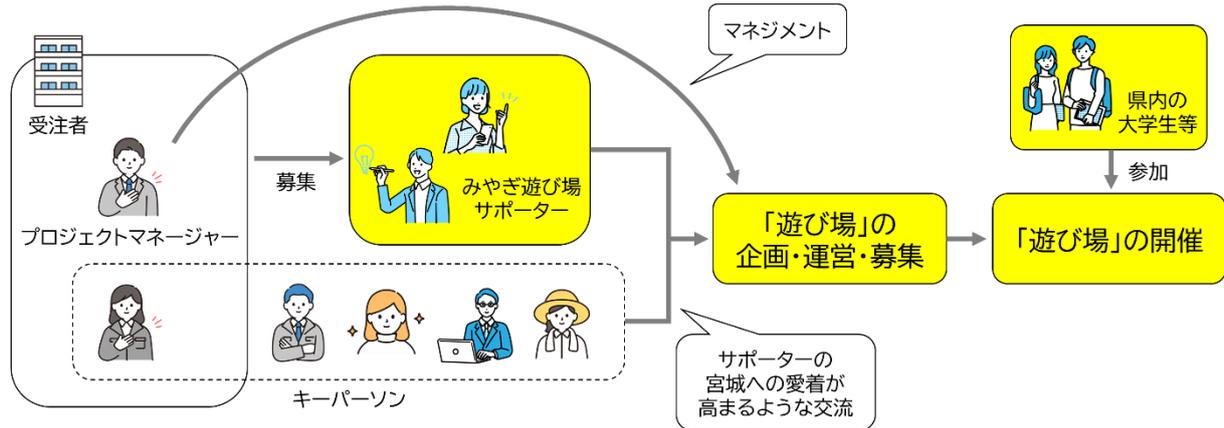


図 遊び場の開催までのイメージ

(1) みやぎ遊び場サポーターによる遊び場の企画

ア みやぎ遊び場サポーター（以下、サポーターとする。）として、地域づくりに関心の高い県内の大学生等15名程度を募集し、本業務における「遊び場」の企画・募集・運営に参画させること。

イ マネージャーは、サポーターが主体的に「遊び場」の企画・募集・運営に関わることができ、ターゲットのトレンドを捉えた立案ができるよう、マネジメントを行うこと。

ウ 「遊び場」の企画検討にはキーパーソンが参画し、サポーターとの交流により、サポーター自身の宮城への愛着が高まるような工夫を取り入れること。

(2) 遊び場の実施

ア 年間で延べ10回（5つのコンテンツについて各2回）以上、次に掲げる「遊び場」を開催すること。

(ア) 1回あたりの参加人数は県内の大学生等15～20名程度とする。

(イ) 宮城県内の海・山等の魅力を活かした内容とする。なお、県内大学生等の参加意欲が高まるようなものとするとともに、県内定着へとつながるよう、宮城に暮らす魅力の訴求や宮城への愛着の醸成がなされる工夫を盛り込む。

コンテンツ例：海岸防災林植樹・保育管理、藻場造成、離島体験、魚捌き体験、森林由来アロマ体験、蜜源の森づくり

（上記はあくまでも一例であり、提案内容を制限するものではない。）

(ウ) 海に関連するコンテンツと山に関連するコンテンツの両方を盛り込む。5つのコンテンツすべてを、どちらか一方のみとするは不可。

- (エ)「参加者がキーパーソンから教わる」という形を基本とする。
- (オ) 1つのコンテンツにつき、「①仙台市内等のアクセスしやすい会場での導入的な内容、②海・山等のフィールドでの発展的な内容」とするなど、複数の体系的な内容を設ける。
- イ 参加者の募集手法については、ターゲット層の参加が十分に見込めるものとする。
- (3) 県内定着に資する継続的なフォローアップ
 - ア 「遊び場」実施以降も、コミュニケーションツールの活用や対面によるイベント開催など、参加者が、キーパーソンや地域関係者等とつながることができる仕組みを構築し、継続的な関係性の構築を図ること。
 - イ キーパーソンの個人又は所属団体・企業としての活動への参加に誘導するなど、参加者が再びフィールドを訪れたり、キーパーソン等と交流できるような仕掛けを講じること。
- (4) 効果測定
 - 「遊び場」の参加者及びサポーターに対して、参加直後及び1～2月に、「県内定住への魅力に関する意識変容」及び「地域とのつながりに関する行動変容」についてのアンケート等による調査を行い、結果を取りまとめることで事業効果の測定を行うこと。
- (5) 成果報告会の開催
 - 本業務の成果等について、発注者に報告する会議を開催すること。会議では、以下の項目について、スライド資料に取りまとめて30分程度で報告した後、キーパーソン及び発注者との意見交換を行うものとする。
 - ア 5(1)～(4)までの実績
 - イ 5(4)を踏まえた、今後の本事業の進め方における提案
- (6) 各種調整等業務
 - キーパーソン、サポーター及び発注者との連絡調整を円滑に行い、「遊び場」の企画・実施に係る進捗状況を管理すること。また、懸案事項が発生した場合には、発注者と迅速に協議できる体制をとること。
- (7) 独自の提案
 - 前項までに掲げる業務のほか、本業務の目的を達成するために有益と考えられる提案があれば実施すること。ただし、実施に要する経費は前項までに要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。
 - また、本業務は複数年(3年間を予定)にわたって実施することを想定しているため、事業期間終了後の自走化に向けたロードマップがあれば、あわせて提案すること。
- (8) その他
 - ア 本業務に係る一切の費用(人件費、交通費等を含む。)は受注者が負担すること。
 - イ 第三者に対して許諾を得たり、確認を依頼したりする場合は、受注者で一切の手続を行うこと。

6 業務遂行時における事故等

発注者は、「遊び場」実施中の不慮の事故や災害に対して、一切の責任を負わないものとし、受注者の責任で対応すること。

7 対象外経費

内閣府の地域未来交付金の活用を予定していることから、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの（参加学生等への旅費、参加費の支給等。専門家への謝金は除く。）については、業務委託の対象外とする。

8 再委託の禁止

受注者は、発注者が書面により承諾した場合を除き、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

9 成果品

本業務の成果品として、以下（1）から（3）を、紙媒体1部及び電子媒体で、委託期間内に発注者に提出すること。

- （1）業務完了報告書（任意様式）
- （2）「遊び場」のコンテンツごとの記録
- （3）サポーター及び参加者の名簿（発注者による事業効果の継続調査に使用します。）

10 会計帳簿等の整備

受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度から起算して5年間保管すること。

11 その他

- （1）本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。また、予めスケジュールを設定して業務を実施すること。
- （2）次年度以降の本業務の進め方の検討に当たり、発注者から必要な打合せや状況報告の依頼があった場合には応じること。
- （3）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。